○外務省告示第六十三号

平成二十九年二月十四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく化学剤の呈色反応を識別する装置に係る共同研究に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十九年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「ＭＤＡ協定」という。）に言及する光栄を有します。ＭＤＡ協定は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、各政府が、他方の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとすることを特に規定しています。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、ＭＤＡ協定に基づく航空機器への応用のための画像ジャイロに係る共同研究及びＭＤＡ協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成についての二千十年二月十七日の両政府間の交換公文に基づいて作成され、同日に署名された共同研究事業に関する日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の了解覚書（以下「二千十年の了解覚書」という。）に従って実施された情報の交換を考慮し、最近、化学剤の呈色反応を識別する装置に係る共同研究に関する計画（以下「計画」という。）に関し、前記の細目取極を行うため討議を行いました。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

1　４の規定に基づき行われる実施細目取極に従い、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、計画の実施のために必要な情報、装備及び資材をそれぞれの国の法令に従って相互に提供する。両政府は、計画の実施のために必要な資金を共同して負担する。

2　計画は、必要な範囲内で、日本国及びアメリカ合衆国の企業との契約を通じて実施される。

3　この了解は、ＭＤＡ協定及びＭＤＡ協定に基づく取極（千九百五十六年三月二十二日に東京で署名された防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を含む。）に従って実施される。

4　この了解を実施するため、両政府の権限のある当局の代表者は、計画に適用される実施細目取極を行う。当該実施細目取極は、二千十年の了解覚書及び事業取決めから成る。当該実施細目取極につき、日本国政府の権限のある当局は、防衛省であり、アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省である。

5　この了解及びこの了解に基づき行われる全ての取極の下で日本国政府及びアメリカ合衆国政府が行う財政上の債務の負担及び支出は、それぞれの国の憲法上及び法律上の規定に従った予算の承認を得たところにより行う。

本大臣は、前記の了解がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年二月十四日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェイソン・Ｐ・ハイランド殿

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年二月十四日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェイソン・Ｐ・ハイランド

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○農林水産省告示第二百八十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十五条第一項第二号及び第二項、第百十六条第一項ただし書（同法第百二十五条第三項及び第百四十一条の七第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第百五十条の五の十第一項の規定に基づき、同法第百十五条第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙、共済掛金割引標準率乙及び農林水産大臣の定める率、同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙、同法第百十六条第一項ただし書の農林水産大臣が定める金額並びに同法第百五十条の五の十第一項の農林水産大臣の定める額を次のように定める。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成二十六年二月十七日農林水産省告示第二百四十二号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十九年四月一日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百八十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十八年十一月十八日農林水産省告示第二千二百九十二号（平成二十九年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字本小屋七四四の一、字裏山七七六の一、七九二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県日光市西小来川三五一五の四、三五七一の一、三五七一の三、三六二一の一、三六二三、三六二六の二、三六二六の三、四一六一から四一六三まで、四一六四の一、四一六四の二、四一六五から四一九二まで、四一九三の一から四一九三の三まで、四一九四、四一九六、四一九九、四二〇〇の一、四二〇一の一、四二〇二から四二〇四まで、四二〇六、四二〇八から四二一〇まで、四二一三から四二一八まで、四二一九の一、四二二一から四二二四まで、四二二八、四二二九、四二三一から四二三四まで、四二三六、四二三九から四二四一まで、四二四二の一、四二四四、四二四五の一

二　指定の目的　水源の涵養